## ●香川県告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年11月11日から同年12月1日まで一般の縦 覧に供する。

令和4年11月11日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(主要地方道)
- 2 路線名観音寺池田線(5号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
	(メートル)	(メートル)	my ~~
観音寺市茂木町五丁目甲510	16. 0	21	平成27年4月24日付け香川県告
番2地先から			示第151号の一部
観音寺市茂木町五丁目甲509			
番3地先まで			

4 供用開始の期日 令和4年11月11日